

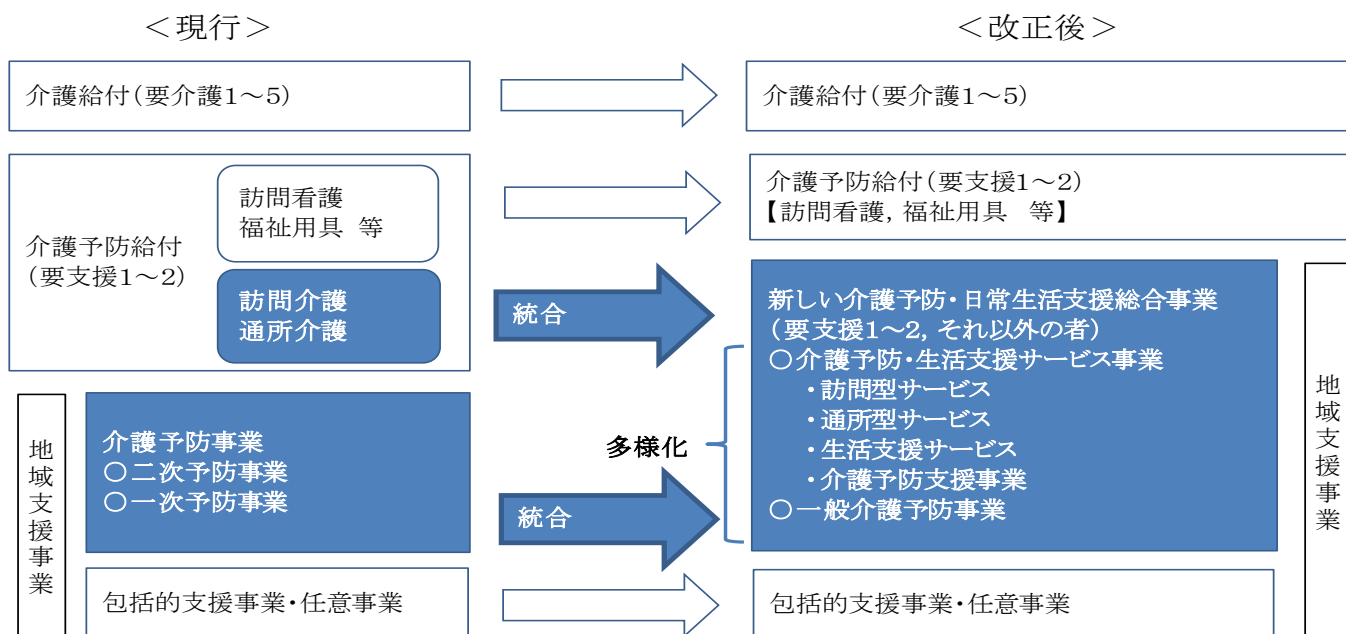
## 第6期福岡市介護保険事業計画素案（H27～H29）のポイント

### 1 介護保険制度の主な改正について

#### (1) 要支援者の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行（H29.4～）

介護予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手（介護事業者・民間事業者・NPO・ボランティア等）による多様なサービスの提供を行います。

多様なサービスの担い手確保に一定の準備期間を要することから、平成29年4月から実施します。



#### (2) 費用負担の公平化（H27.8～、②のウはH28.8～）

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げます

合計所得金額160万円以上の方の自己負担割合を1割から2割に引き上げます。

② 補足給付（低所得の施設利用者への食費・居住費の補助）の要件に資産などを追加します。

住民税非課税世帯を対象に、施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である補足給付について、以下の要件を加えます。

ア 一定額超の預貯金等（単身1000万円、夫婦世帯2000万円）がある場合は対象外。

イ 世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は対象外。

ウ 補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案します。

### 2 介護サービスの整備について

	H26 (見込み)	H29	第6期 整備量
①特別養護老人ホーム ※地域密着型を含む。	5,126人	5,930人	804人分
② 認知症高齢者グループホーム	1,849人	2,281人	432人分
③小規模多機能型居宅介護・複合型サービス	43事業所	74事業所	31事業所
④定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所	13事業所	8事業所

(整備量の考え方)

① 入所申込者へのアンケート調査の結果を踏まえ、ニーズに沿って整備します。

② 高齢者人口の増加に合わせて整備します。

③ 未整備の整備圏域（概ね中学校区）がなくなるよう整備します。

④ 平成29年度において各行政区に2事業所がサービスを提供するよう整備します。

## (1) 公費投入による低所得者の負担軽減

低所得者（市民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、新たな公費（国・県・市）を投入します。

## (2) 保険料所得段階の見直し

国における保険料所得段階の見直しにあわせ、第5期（H24～H26）の第1段階及び第2段階を新第1段階に統合するとともに、第5期の第3段階特例割合を新第2段階に、第4段階特例割合を新第4段階に標準化します。

## (3) 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす方に対し、保険料額を新第2段階及び新第3段階から新第1段階に下げる独自の軽減制度を継続するなど、保険料負担が難しい方への配慮を行います。

## (4) 介護給付費準備基金の活用

本市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

## ○保険料基準額（月額）

第6期の保険料基準額（月額）については、国において介護報酬に関する議論が進められていることなどから確定していませんが、現状では5,800円～6,200円程度と見込んでいます。（第5期：5,362円）

区 分			計算方法	保険料月額
新第1段階	本人が市民税非課税	生活保護，老齢福祉年金受給，本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.3程度	1,740～1,860 円程度
新第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5程度	2,900～3,100 円程度
新第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.7程度	4,060～4,340 円程度
新第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9程度	5,220～5,580 円程度
新第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 ×1.00	5,800～6,200 円程度
新第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	6,380～6,820 円程度
新第7段階		本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満	基準額 ×1.30	7,540～8,060 円程度
新第8段階		本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60	9,280～9,920 円程度
新第9段階		本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80	10,440～11,160 円程度
新第10段階		本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00	11,600～12,400 円程度
新第11段階		本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20	12,760～13,640 円程度
新第12段階		本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40	13,920～14,880 円程度
新第13段階	本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50	14,500～15,500 円程度	